

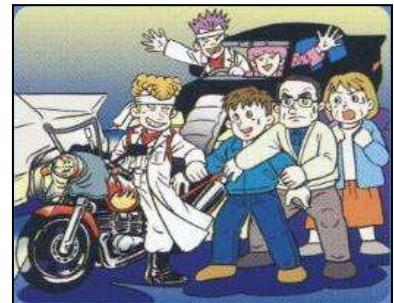
暴走族等の根絶に向けてーPart2ー

加入防止・脱退促進のために

暴走族への加入の防止・暴走族からの脱退の促進のためには、各家庭や地域における取組みが何よりも大切です。

少年の非行に対し、家庭や地域において、大人がしっかりと子どもと向き合い、子どもを受け止め、支えてあげられるような環境づくりに努めましょう。

キーワードは、「大人が変われば、子どもも変わる」です。



暴走行為を「しない」・「させない」・「見に行かない」

暴走族の車両に「乗らない」・「乗せない」



ストップ・ザ・暴走行為

みんなで暴走族等を根絶しよう！

福島県暴走族等根絶対策会議では、毎年6月を「暴走族等根絶推進月間」と定め、各関係機関・団体等からのご協力を得て、期間中、重点的に各種の取組みを行うこととしています。

このほか、

- 深夜の爆音暴走で迷惑を受けている
- 暴走族らしい者の暴走行為等により、危険な目にあった
(信号無視、急発進、急な車線変更や蛇行運転など)
- 暴走族に加入させたくない、暴走族から脱退させたい…など

このような暴走族等に関するご相談などがあれば、もよりの警察署、県警察本部・県政相談室まで、ご連絡をお願いします。



◆連絡先 もよりの警察署へ 緊急時は110番

・県警察本部

024-522-2151(代)

(月～金曜日 9:00～17:00)

・警察総合相談センター

024-533-9110

(月～金曜日 9:00～17:00)

※加入防止・脱退促進などのご相談は、県政相談室でも受け付けております。

・県政相談室[県庁内]

0120-899-721

(月～金曜日 9:00～16:00)